

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年2月26日
【会社名】	光フードサービス株式会社
【英訳名】	Hikari Food Service Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大谷 光徳
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区則武一丁目10番6号
【電話番号】	052-581-8090
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 石田 央
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区則武一丁目10番6号
【電話番号】	052-581-8090
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部長 石田 央
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2026年2月25日開催の当社第16期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2026年2月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

減少する資本金の額

資本金の額411,552,000円のうち、401,552,000円を減少し、10,000,000円とするものであります。

資本金の額の減少の効力発生日

2026年4月1日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、大谷光徳、中島翔太及び石田央を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、加藤博康、藤澤昌隆及び横井ゆきえを選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	7,505	22	-	(注)1	可決 98.97
第2号議案					
大谷 光徳	7,504	23	-	(注)2	可決 98.95
中島 翔太	7,503	24	-		可決 98.94
石田 央	7,503	24	-		可決 98.94
第3号議案					
加藤 博康	7,500	27	-	(注)2	可決 98.90
藤澤 昌隆	7,503	24	-		可決 98.94
横井 ゆきえ	7,500	27	-		可決 98.90

(注)1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上